平成２４年（フ）第７７２号
札幌市西区西町北14丁目３番１号
債務者　有限会社イデア・コマタ
代表者代表取締役　小俣　了一
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大町　英祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５０号
埼玉県越谷市東越谷１丁目22番地１
債務者　有限会社ダイトウ
代表者取締役　磯村　光男
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午後１時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
大分市下郡南４丁目３番３号
債務者　有限会社千里
代表者取締役　安藤　扇一
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午後１時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７号
大分県佐伯市8150番地
債務者　有限会社インテリアビレック
代表者代表取締役　宇田喜美子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午後２時10分
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第８２６８号
大阪府摂津市鳥飼本町２丁目８番29号
債務者　有限会社丸孝
代表者取締役　**眞**鍋　孝治
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　崇公
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後４時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８１号
福井県鯖江市鳥羽町第110号１番地
債務者　野尻眼鏡工業株式会社
代表者代表取締役　福永　邦男
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森口　功一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後１時30分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３８号
大阪市北区東天満２丁目２番３号
債務者　プロフ精密株式会社
代表者代表取締役　西口　雅人
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮岡　恒子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第６３号
香川県小豆郡小豆島町蒲野778番地１
債務者　谷下　　均
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井　　実
4　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８１０号
岡山市中区倉田238番地50
債務者　鷹取　鉄也
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱﨑　　一
4　破産債権の届出期間　平成24年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６号
鹿児島県指宿市湯の浜３丁目４番24号
債務者　迫　　智行
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　徹
4　破産債権の届出期間　平成24年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第７２５号
札幌市白石区東札幌６条６丁目２番27号　河谷ハイツＣ―102号
債務者　鈴木　和良
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広田　拓郎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２号
茨城県ひたちなか市大字津田848番地
債務者　岡部　友明
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　勇人
4　破産債権の届出期間　平成24年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後３時40分
6　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５４７号
愛知県知多郡美浜町大字上野間字里屋敷35番地
債務者　谷川梅太郎
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼松　洋子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８９号
岐阜県羽島郡岐南町平成３―59　ＹＯＵ89―２Ｂ号室、住民票上の住所岐阜県羽島郡岐南町上印食７丁目31番地
債務者　川嶋　清治
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　明典
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９０号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字古井田220番地　サンハイツ栄202号
債務者　川嶋　幸治
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　明典
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部